

介護保険適用サービスを利用するためには “ケアプラン（介護・介護予防サービス計画書）”が必要です。

「ケアプラン（介護サービス計画書）」とは？

利用者やその家族の状況・希望をふまえ、支援の方針・解決すべき課題、提供される介護サービスの目標と内容をまとめた計画書のことです。介護保険適用サービスを利用する場合に必要となる書類です。

- ・在宅サービスの利用を希望する場合のケアプランは、原則居宅介護支援事業所が作成します。
- ・ケアプランの作成費用は、全額介護保険が適用されますので、**原則利用者の自己負担はありません。**
- ・串本町近隣にある事業所を掲載しておりますので、ご希望の事業者に連絡し、介護サービスの利用についてご相談ください。

串本町近隣の事業所（令和8年5月23日現在）

事業所名（所在地）	電話番号
串本町社会福祉協議会居宅介護支援事業所（串本町サンゴ台783-7）	0735-62-6060
にしき園指定居宅介護支援事業所（串本町二色160）	0735-62-6922
明日葉の郷（串本町潮岬2688-7）	0735-67-7887
南紀ケアプランセンター（古座川町高瀬406）	0735-72-0611
アイトワケアサービス（新宮市蓬莱3丁目6-21）	0735-29-3311
森音-MORION-居宅介護支援事業所（白浜町堅田2578-305）	0739-20-1952
ケアプランセンター やたがらす（那智勝浦町宇久井1730-324）	0735-30-4066
介護支援センターきしゅう（新宮市熊野地2-17-14）	0735-29-2110